



# 貸借対照表の公告に係る 定款変更はお済みですか？

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）が平成28年6月に改正され、平成29年4月1日から施行されました。また、一部未施行となっておりましたNPO法第28条の2【貸借対照表の公告】についても、**平成30年10月1日から施行**されています。この法律の施行に伴い、原則全てのNPO法人において定款を変更して頂く必要があります。

## 💡 施行されたら何をしなければならないの？

毎年度、貸借対照表を作成後遅滞なく、定款で定める方法により公告しなければなりません。  
※貸借対照表を公告する方式へ変更となるため、資産の総額の変更登記については不要となります。

## 💡 公告の方法は？

以下の4つの方法から選択します。

- ①官報に掲載（掲載費用がかかります）
- ②日刊新聞紙に掲載（掲載費用がかかります）
- ③電子公告（法人のホームページや内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載）
- ④主たる事務所の掲示場に掲示（※）

※主たる事務所において、いつでもだれでも容易に貸借対照表を確認できる状態にあることが必要です。

## 💡 何か手続きが必要？

**原則、全ての法人において定款変更が必要です！**

NPO法第28条の2第1項において、「定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。」と規定されていますので、貸借対照表の公告の方法を、**必ず**定款で定める必要があるからです。

## 💡 どうして定款変更しなければならないの？

～ 例えば、現行の定款の条文（公告の方法）で ～

- ①「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。」と規定されている場合  
⇒ 貸借対照表の公告も、掲示場への掲示と官報への掲載の両方を行う必要があります。なお、官報への掲載は費用がかかりますので、事務的経費を抑えたい場合は、変更が必要です。
- ②「この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。」と規定されている場合  
⇒ 解散事由に係る公告と限定されているため、貸借対照表の公告の規定を新たに追加する必要があります。



法人の定款を、今一度確認してみてね！



## いつまでに定款を変更すればいいの？

平成30年10月1日から施行されたため、原則全てのNPO法人が定款を変更しておく必要があります。定款の変更については、社員総会の議決事項であるため、通常総会あるいは臨時総会で議決の上、速やかに川崎市へ『定款変更届出書』を、ご提出ください。



## 手続き方法は？

公告の方法は、NPO法第25条第6項に規定される届出事項となりますので、社員総会で承認を得ることで、変更することができます。

**STEP1** 総会の開催(議案及び議事録に『定款第〇条の変更の件』のように、**必ず明記**してください。)



**STEP2** 下記の①～③の書類を、川崎市へ提出(郵送・電子申請可)すれば完了です！

	提出書類	必要部数
①	定款変更届出書(第10号様式)	1部
②	総会の議事録の写し	1部
③	変更後の定款	2部

「公告の方法」以外についても併せて変更するときは、**認証申請が必要**な場合があるから注意してね！



※①と②については、川崎市ホームページ(NPO法人関連)からフォーマットをダウンロードできます。



## 各種書類はどうやって作成すればいいの？

詳しくは、市HPに掲載しております【貸借対照表の公告の記載例】(PDF形式)をご覧ください。また随時、相談も受付けていますので、下記の市民文化局 市民活動推進課までご連絡ください。



## どの程度の期間、公告すればいいの？

公告の方法によって、次のとおり掲載期間が異なります。

公告の方法	掲載期間
①官報に掲載	1度掲載すれば公告となる。
②日刊新聞紙に掲載	1度掲載すれば公告となる。
③電子公告(法人のホームページや内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載)	貸借対照表の作成の日(総会での議決後)から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告する。
④主たる事務の掲示場に掲示	公告開始後1年を経過するまでの間、継続して公告する。

### 【ご相談・問合せ先】

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階  
電話 044-200-2341 / FAX 044-200-3800